

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る  
評価制度及び評価基準について（報告）

平成16年8月24日（火）

産業廃棄物処理業優良化推進委員会

# 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る 評価制度及び評価基準について（報告）

平成 16 年 8 月 24 日  
産業廃棄物処理業優良化推進委員会

産業廃棄物処理業優良化推進委員会（委員長：北村喜宣 上智大学教授）は、環境省において制定することとしている産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（以下「評価制度」という。）及び評価基準（以下「評価基準」という。）について、評価基準検討ワーキンググループの検討結果に基づき、以下のとおり報告を取りまとめた。

本委員会としては、この報告に基づき、国において早急に制度化が図られるとともに、国、都道府県、関係団体等の連携の下で、評価制度や評価基準の本旨に沿った適切な運用が図られることを期待する。また、本委員会としても、今後さらに、民間市場において排出事業者が優良な処理業者を適切に選択できる仕組みの構築に向けた支援方策について検討を進めることとしている。

## 1．評価制度の基本的な考え方

- (1) 平成16年1月28日の中央環境審議会の意見具申では、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において評価基準を設定し、この基準に適合する処理業者に対しては優遇措置を講じることを提言している。環境省ではこの提言を受けて、環境省令に評価基準を位置付け、評価基準に適合した処理業者を広く一般に公開する仕組みを創設することを想定している。
- (2) 本委員会としても、このように全国一律の評価基準を設定し、公的主体が評価基準への適合性を証明することは、  
一定のレベルを満たす処理業者を社会的に明らかにすること、  
排出事業者が委託業者を選定する際の参考となる重要な情報となること、  
優良化を目指す処理業者の取り組みに具体的な目標を与えること、  
基本的な判断基準が各都道府県でまちまちとなり、処理業者に混乱と過重な負担をもたらす事態を避けること、  
等の観点から、業界の優良化に向けた基盤を形成する第一歩として重要であり、早急な制度化が必要であると考える。
- (3) 排出事業者はその責任を全うするため、最終的には自らの判断で処理業者の選定を行うことが必要であり、評価制度がこれを代替するものではない。国としては、評価制度及び評価基準を活用した個々の排出事業者による処理業者の選定作業の円滑な実施を支援するため、評価基準に位置付けられた公開情報を活用するための「解説」の作成等の支援措置を講じるべきである。

## 2．評価制度の仕組みについて

評価制度については、次のような仕組みとすることが適切である。

評価制度は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度を活用して、評価基準への適合が確認された業者については、申請書類の一部省略を可能とするとも

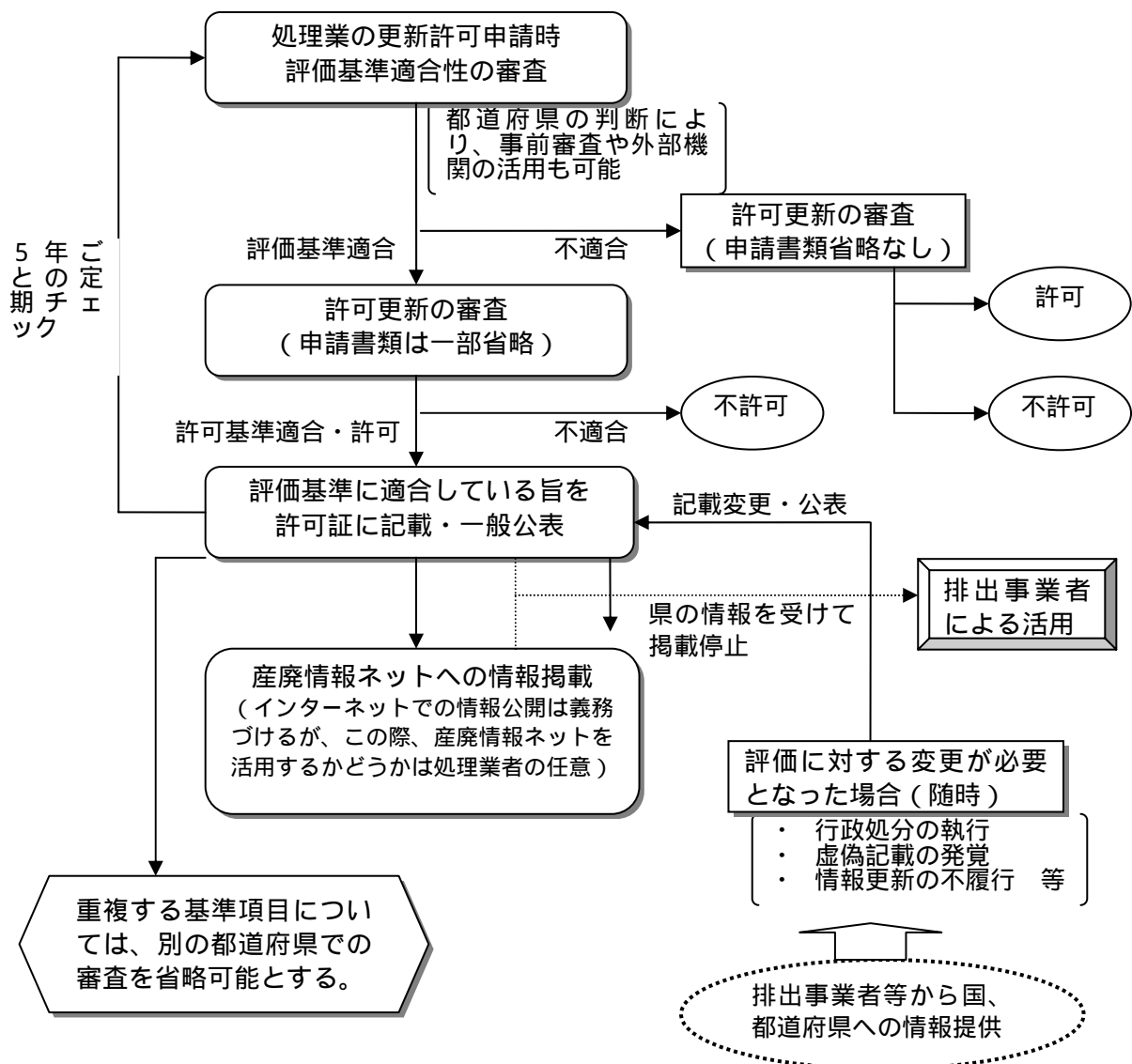
に、評価基準適合の旨を許可証に記載することにより排出事業者等の第三者に証明できる仕組みとする。

評価基準への適合性のチェックは、基本的には5年ごとの許可更新時に定期的を実施する。これに加え、行政処分が執行されたり、評価基準に適合していないことが発覚した際には、直ちに許可証から評価基準適合の旨の記載を削除し、当該業者が評価基準に適合しなくなった旨を公表することとする。

また、評価制度が円滑に運営されるよう支援するため、評価基準適合業者に関する情報を産廃情報ネットにより一元的に提供することを検討する。

なお、評価基準への適否にかかわらず、許可の審査は従前どおり行うこととなる。

### (1) 評価制度の全体スキーム



### (2) 評価主体と信頼性確保の考え方

上記で示したように、評価基準の制度的位置付けが「申請書類を一部省略できる者の要件」であるとすれば、最終的には許可権者である都道府県が評価基準への適合性を判断することが必要となる。なお、この都道府県の判断は、あくまでも3.で示す評価基準への適合性についての判断であり、処理業者が不法行為や不適正処理を行わ

ないことを保証するものではないことに留意する必要がある。

ここで、中央環境審議会の意見具申で示された「遵法性」「情報公開性」「環境保全への取り組み」といった多岐に渡る評価項目を都道府県単独ですべてを一から審査することは困難であることから、以下の考え方で評価の信頼性を確保することが適当である。

#### 「遵法性」

最終的には行政でなければ審査できない事項であり、基本的に都道府県において審査する。ここで、他の都道府県における行政処分情報も含めて審査するためには、環境省において行政処分情報を全国的に共有するシステムを構築することが必要となる。

#### 「情報公開性」

処理業者のホームページや産廃情報ネットで一般公開することにより、虚偽記載や情報更新の不履行を「国民の目」により監視する。なお、産廃情報ネットに一定の外形的チェック機能（情報更新の有無等）を持たせることも検討すべきである。

#### 「環境保全」

ISO14001 規格、環境省のエコアクション 21 などの認証又はこれに準じるものを取得していることを評価基準項目のひとつとして位置付けることにより、これらの認証制度等を活用して都道府県が取組内容を逐一審査しなくとも判断を可能とする。

### 3．評価基準について

評価基準の具体的な内容に関しては、中央環境審議会の意見具申で示された「遵法性」、「情報公開性」、「環境保全への取組」の三つの柱を基本として検討を行い、別紙のとおりその概要を取りまとめた。

検討に当たっては、排出事業者及び処理業者に対するアンケート調査の結果を十分に踏まえるとともに、都道府県における審査事務を簡略化し、かつ都道府県間で判断に差が生じないように、できるだけ明確で定型的な判断ができる項目を選定した。

### 4．経過措置について

廃棄物処理法に基づく処理業の許可期間は5年間であるため、更新許可の機会を活用して基準適合性の評価を行う場合、ある処理業者が評価基準を満たすようになっても次回の許可更新の機会まで評価が受けられないこととなる。

このことは、申請書類の一部省略という優遇措置に関しては問題とならないが、評価基準への適合が、排出事業者が業者を選定する際の重要な参考情報となることを考えると、特に制度発足当初においては、排出事業者及び処理業者のニーズを考慮し、評価基準を満たす処理業者が速やかに評価を受け、その旨を公表できるように配慮すべきである。一方、都道府県にとっては、更新許可の機会を待たずに早急な評価を求める処理業者への対応が必要となるケースも想定される。

対象となる処理業者の数や都道府県の人員体制を考えるとこれらの要求に完全に應えることは難しいが、今後制度化に当たっては、次のような対応も可能となるように考慮すべきである。

都道府県が外部機関を活用するなどして評価基準適合（見込）者を予めリスト化・公表するとともに、処理業者が自らその旨を提示できる仕組みを設けるこ

と。

更新許可の機会のみならず、変更許可や変更届出の機会も評価に活用できるようにすること。

産廃情報ネットに、更新許可時期との関係で都道府県の評価を受けていない処理業者が、基準適合である旨を自己申告・開示できるサイトを設定すること。

また、情報公開基準への適合性は、一定期間情報公開が適切に行われていることをもって判断する必要があるが、制度発足当初（第1回目の評価）においては、経過措置としてこの期間を短縮することも検討する必要がある。

## 5. 留意事項

本委員会で取りまとめた評価制度及び評価基準を廃棄物処理法に基づく環境省令に位置付け、実際に運用するに当たっては、特に下記の事項に留意することが必要である。

- (1) 中央環境審議会の意見具申で述べられているとおり、今回の評価基準は、すべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、処理業者の取り組みに目標を与え、優良な処理業者へと誘導するためのものとして設定されるものである。従って、基準適合性の審査を受けるか否かは処理業者の任意であり、基準に適合しているか否かが処理業を営む上で制度的な制約条件とならないようにすべきである。このように、評価基準は許可基準とは本質的に性格が異なることを認識した上でその運用を行う必要がある。
- (2) 本評価制度は、3.で示した評価基準への適合性を評価するものであり、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを都道府県が保証するものではない。よって、本評価は、排出事業者が処理業者を選択する際に重要な情報を提供するものではあるが、評価基準適合業者を選択することで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではない点に注意する必要がある。
- (3) 評価制度を実施・運用するに当たっては、都道府県の理解と協力が不可欠である。このため、環境省においては、都道府県の理解と協力を得る努力を行うとともに、行政処分情報の共有化のためのシステムづくりや、評価基準の統一的な運用のための参考情報の提供など、都道府県に対する支援措置を講じる必要がある。また、都道府県は、事務負担を軽減する観点から、審査に当たって外部機関を活用することも考えられる。
- (4) 処理業者の優良性に関して社会的に要請されるレベルは、社会情勢や処理業界の優良化の進展とともにより高度なものとなってくると考えられることから、これらの状況を勘案しながら適宜改訂していく必要がある。
- (5) 評価制度が有効に活用されるようにするためには、中小規模の処理業者及び排出事業者への配慮、評価基準に適合した処理業者のリストや公開情報の内容を一元的に提供する仕組みが必要である。また、経過措置として基準適合である旨を自己申告できるような仕組みも必要である。このような情報開示の仕組みについては、本報告を踏まえ、「情報開示システムワーキンググループ」で検討することとしている。

## 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準の概要

中環審	評価の目的・着眼点	評価項目	評価基準の概要	評価基準の適用		評価基準の更新頻度
				収集運搬	処分	
遵法性	一定以上の期間にわたり行政処分を受けずに処理業を営んでいるなど遵法性に優れた業者であるか。		直近の過去5年間継続して該当する廃棄物処理業を営んでおり、その間に廃棄物処理法(その他環境関係法令)に基づく命令等の不利益処分を受けていない			-
情報公開	<b>情報公開項目については、下記の項目をインターネットで公開していること(情報が公開されていれば基準適合とし、例えば、処理行程が適切か、経営状態が適切かといった内容の判断は行わない。)</b>					
	正しく登記され、適正に事業活動を行っている会社か。 代表者や役員に欠格要件に該当する者がいないか。	会社情報	法人の名称、住所及び代表者の氏名			変更の都度
			役員の名氏及び役員就任日			"
			会社の履歴(設立日、資本金、会社名や事業内容の変遷等)			"
	有効期限内に必要な許可を受けているか。 どのような種類の産業廃棄物の処理を委託できるのか。	許可内容	事業範囲(取扱い産業廃棄物の種類明細、事業区域等)及び事業計画の概要			"
			許可証の記載内容			"
	処理委託しようとする産業廃棄物の種類や量を適正に処理するために必要な施設を有しているか。  外部委託も含め最終処分までの処理行程が明確になっているか。  施設能力を超える量の処理を受託しているおそれはないか。  施設を適正に維持管理しており、環境保全上問題が生じていないか。	施設及び処理の状況	事業の用に供する施設(車両も含む)の種類及び数量			"
			施設の種類の処理能力、処理方式、構造および設備の概要	-		"
			事業場全体の処理工程の概略図	-		"
			産業廃棄物の種類ごとの最終処分までの処理行程(外部委託分も含む。)	-		"
過去1年間分の処理の実績(産業廃棄物の種類及び処分方法(リサイクルも含む。)ごとの毎月の受託量、自社処分量及び内容、外部委託の量及び内容等)					6月ごと	
過去1年間分の処理施設の維持管理に関する記録(廃棄物処理法で維持管理に関する記録及び閲覧が義務づけられている産業廃棄物処理施設(焼却施設、廃PCB処理施設、最終処分場)に限る。)		-		6月ごと		

情報公開 (続き)	健全で持続可能な財務状態を維持しているか。	経営財務	過去3年間分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)			毎年
	排出事業者への料金の提示方法が合理的なものとなっているか。	料金	料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法			変更の都度
	社内の業務管理体制が確立しているか。	組織体制	社内組織図(職務分掌の概要、人員体制等)			〃
	産業廃棄物処理施設の管理体制が確立しているか。		技術管理者の氏名(許可施設の設置者に限る。)	-		〃
	環境保全への人的対処能力が備わっているか。		取得した環境関係資格の資格名称及び取得人数			〃
産業廃棄物処理や環境保全に関する教育や意識・技術レベルの向上に熱心に取り組んでいるか。		受講した産業廃棄物関係講習会の講習会名称・主催者・時期、及び講習会ごとの修了者数並びに修了番号			〃	
地域社会との良好な関係の構築に努力しているか。	地域融和		利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度			〃
環境保全への取	客観的な規格やプログラムに基づき環境負荷低減等のための積極的な取組みを行っているか。		ISO14001規格、エコアクション21(相互認証された他の環境活動評価プログラムを含む。)など一定の環境マネジメントシステムに係る第三者認証又は地方公共団体の認定のいずれかを取得している。ただし、本基準項目の適用に当たっては、認証者サイド及び処理業者サイドの体制整備状況を精査し、必要に応じて猶予期間を設定する必要がある。			-

# 産業廃棄物処理業優良化推進委員会

## 委員名簿

(五十音順・敬称略)

委員長	北村	喜宣	上智大学法学部教授
委員長代理	土井	教之	関西学院大学経済学部教授
	乙顔	均	(社)東京産業廃棄物協会理事・広報委員長
	川村	耕太郎	東京商工会議所常任参与
	後藤	敏彦	環境監査研究会代表幹事
	斎藤	正一	日経BP社日経エコロジー副編集長
	佐野	角夫	ソニー(株)顧問
	長沢	伸也	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	萩原	なつ子	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科助教授
	浜野	廣美	(社)大阪府産業廃棄物協会副会長
	益田	清	トヨタ自動車(株)環境部長
	松本	壽之	大阪府環境農林水産部環境指導室産業廃棄物指導課長
	箭内	久修	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長



産業廃棄物処理業優良化推進委員会  
評価基準検討ワーキンググループ委員名簿

(五十音順・敬称略)

- |    |         |   |
|----|---------|---|
| 主査 | 長 沢 伸 也 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授                           |
|    | 阿 部 勝 彦 | 宮城県環境生活部廃棄物対策課指導班技術主幹                         |
|    | 上 田 晃 輔 | (財)産業廃棄物処理事業振興財団情報システム部長                      |
|    | 大 倉 格   | 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物課指導係長                        |
|    | 大 塚 元 一 | (社)全国産業廃棄物連合会専務理事                             |
|    | 木 下 正 明 | (社)日本環境衛生施設工業会専務理事                            |
|    | 後 藤 敏 彦 | 環境監査研究会代表幹事                                   |
|    | 島 田 啓 三 | 建設九団体副産物対策協議会<br>(鹿島建設(株)東京支店安全環境部担当部長)       |
|    | 竹 内 秀 年 | 電子情報技術産業協会<br>(三菱電機(株)環境推進本部推進グループ専任)         |
|    | 浜 野 廣 美 | (社)大阪府産業廃棄物協会副会長                              |
|    | 日 浦 朋 子 | (社)全国産業廃棄物連合会調査部主査                            |
|    | 文 盛 厚   | (社)全国産業廃棄物連合会理事<br>( (社)京都府産業廃棄物協会会長)         |
|    | 麻 戸 敏 男 | (財)日本産業廃棄物処理振興センター<br>情報処理センター普及部長            |
|    | 門 前 兼 広 | 日本鋳業協会環境保全部次長                                 |
|    | 山 田 充   | 日本電機工業会<br>(富士電機ホールディングス(株)生産企画室環境管理グループ担当課長) |